

条件付き一般競争入札手続等試行要領

1 試行の趣旨

この要領は、条件付き一般競争入札の拡充及び入札・契約制度の改善策の検討に資するため、公共工事に係る条件付き一般競争入札の試行手続等に関し必要な事項を定める。

2 試行対象工事

原則として設計金額が5百万円以上1億5千万円未満の公共工事の入札参加資格委員会が認めたもの。

3 その他

その他、条件付き一般競争入札の試行実施にあたり必要な事項については、条件付き一般競争入札手続等要領（平成11年5月1日施行）による。

4 施行時期

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降の入札に係る公共工事から適用する。